



倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛



倉吉市教育委員会訓令第2号

倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令

倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程（平成7年倉吉市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>倉吉市立学校</u>（以下「<u>市立学校</u>」という。）に勤務する<u>一定の職員</u>が公務のために、その職員の所有する自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公務能率の向上を図るとともに服務規律の保持及び交通事故の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規程において「職員」とは、市立学校に勤務する<u>県費負担教職員</u>をいう。</p> <p>3 略</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第7条 校長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公用車を使用することができない等やむを得ないと認められる場合には、職員が自家用車を公務に使用することを許可することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかの公務で、公共交通機関の利用が困難等であるため、自家用車の使用により公務能率の向上が図られると認められる場合</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>市立学校内</u>での授業又は分掌事務との調整ができず、短時間での公務遂行が必要と認められる公務</p> <p>オ <u>市立学校の行事</u>での事前踏査</p> <p>カ・キ 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、倉吉市立学校に勤務する<u>県費負担教職員</u>が公務のために、その職員の所有する自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公務能率の向上を図るとともに服務規律の保持及び交通事故の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規程において「職員」とは、<u>倉吉市立学校に勤務する県費負担教職員のうち、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、養護助教諭又は講師で常勤の職員</u>をいう。</p> <p>3 略</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第7条 校長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公用車を使用することができない等やむを得ないと認められる場合には、職員が自家用車を公務に使用することを許可することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかの公務で、公共交通機関の利用が困難等であるため、自家用車の使用により公務能率の向上が図られると認められる場合</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>学校内</u>での授業又は分掌事務との調整ができず、短時間での公務遂行が必要と認められる公務</p> <p>オ <u>学校行事</u>での事前踏査</p> <p>カ・キ 略</p> <p>2～7 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。